ざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

⑵1　協議相手の選定方法　全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。評価点の算定値は、小数点以下第３位を四捨五入し、２位止めとする。

なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100 点）

③　価格評価点：100―200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格

6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Yasuyuki Matsui, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Widening construction of Odakyu Viaduct and other 2 bridges on Tomei Expressway

⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 22 September 2023

⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 27 November 2023. (If documents submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 27 November 2023)

⑹　Opening of tenders : 10 : 00 A.M. 28 November 2023

⑺　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑻　Contact point for tender documentation : Assistant Manager of Contract Division, General Affaires and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年８月21日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　前田　信弘

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　（修）構造物改良工事２―11

⑶　工事場所　東京都板橋区大和町　他

⑷　工事内容

・段差防止構造設置工
46橋脚、182支承線、748基

・横変位拘束構造設置工
２橋脚、４支承線、10基

・支承取替工
２橋脚、２支承線、４基

・支承フェールセーフ設置工
49橋脚、205支承線、410基

・雑工
裏面吸音板撤去復旧工　5,495㎡
排水管撤去復旧工　1,103m
仮設工（吊足場工）　5,486㎡

・実施設計　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から1,040日間

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案評価方式の対象工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

④　本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。

⑤　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制工事（発注者指定方式）である。

⑥　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ対象工事である。

⑦　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。

⑧　その他については、電子入札留意事項によることとする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。

⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る令和５・６年度の競争参加資格の認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る令和５・６年度の競争参加資格の再認定を受けている単体又は２者の共同企業体であること。

⑶　平成20年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。

①　単体又は共同企業体の代表者

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事

・断面交通量が２万５千台／日以上の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路上において車線規制を伴う工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員

・供用中の自動車専用道路（道路法第48条の２第１項又は第２項により指定された道路）又は高速自動車国道（高速自動車国道法第４条第１項により指定された道路）の道路橋における支承取替工事、落橋防止システム設置工事、段差防止構造設置工事のいずれかの工事

上記工事は平成20年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

⑷　下記の期間Ａ、期間Ｂについて、以下に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という）及び設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和６年５月１日（水）を予定している。